

答 申 第 74 号

平成13年7月2日

千葉県教育委員会

委員長 免 出 都司夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴 岡 稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年2月20日付け教総第599号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成8年12月24日付けで異議申立人から提起された、平成8年11月26日付け教高第550号で行った部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、人事異動対策協議会委員の職・氏名及び人事異動対策協議会において出された意見の部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成8年11月26日付け教高第550号で行った「平成8年度人事異動対策協議会の開催について（通知）の起案文書（以下「本件文書1」という。）及び平成8年度人事異動対策協議会（第2回）概要（以下「本件文書2」という。）」の公文書部分公開決定処分を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 会議の出席者は、教職員の人事異動案の審議を目的として、公費で出席しているのだから、県民にその公務の内容を知らせることは実施機関の義務である。
- (2) 実施機関は、会議の出席者を公開すると、「事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる」と主張するが、このような具体性を欠く主張は、行政の恣意を拡大させ、県民との乖離をもたらすだけのきわめて不当なものである。
- (3) 「県の機関内部における検討事項に関し実施機関が作成した情報であって、公開すると誤解や混乱を招く」ような内容の協議や議論であるならば、なおさらのこと県民の批判と参画を仰ぐために公開すべきである。
- (4) さらに、「自由な意見交換が妨げられる」とも主張するが、これにも具体性がない。
- (5) 総じて実施機関の主張は、最高裁判決（「文書非公開決定処分取消請求事件」最高裁判決平成6年2月8日）を無視するものであり、その違法性は明白である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 人事異動対策協議会について

人事異動対策協議会（以下「協議会」という。）は、実施機関が当該年度末の定期人事異動を行うに当たり、人事異動の方針及び実施方策等を通じ円滑な人事異動を行うことを目的として、校長の学校現場での実務経験等を生かし広い視野に立った意見を聴くために設置されたものであり、各委員が各人の経験等に基づき自由に発言し、協議する場である。

また、協議会委員は実施機関が県立及び市立の高等学校長から、地区、全日制・定時制の別、普通科・商業科等の学科その他を勘案して、毎年度20名前後の校長に委嘱しているものである。

協議会は、通常年に2回開かれ、人事異動に係る全県的なレベルでの協議を行うものであり、具体的には、前年度の人事異動についての問題点並びに当該年度の人事異動実施方策案及び当該年度の人事異動の課題等について協議するものである。

2 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第7号該当性について

- (1) 協議会は、実施機関が、当該年度末の定期人事異動の意思形成過程において校長の学校現場での実務経験等を生かし広い視野に立った意見を聴くために県の機関内部における協議のため設置したものである。
- (2) よって、本件文書1に記録されている委員の職・氏名は、本号前段に規定する県の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部における協議に関し、実施機関が作成した情報に該当することが認められる。
- (3) また、同様に本件文書2に記録されている委員の職・氏名、協議会において出された意見及び新旧対照表の内容についても、本号前段に該当することが認められる。
- (4) 本件文書1及び本件文書2に記録されている委員の職・氏名を当該年度末の定期人事異動が終了する以前に公開することによる定期人事異動に関する意思形成の著しい支障とは、委員に対して異動や実施方策等に関し特定の意見を発言するよう強要したり、関与の在り方に一方的な立場を求めるなどの圧力がかかるおそれがあることから、自由な意見交換が妨げられることである。
- (5) 本件文書2に記録されている協議会において出された意見は、当該年度末の人事異

動が終了していない段階のものであるとともに、委員個人の経験等に基づく自由な意見であることから、行政情報として未熟な情報であり、県民に誤解や混乱を与えることが十分に考えられる。また、公開することを前提に協議会を開催すれば、県民に誤解や混乱を与えることを考慮し、人事異動の実施方策等に関する各委員の自由な意見交換が妨げられ、当該年度末の定期人事異動という当該事務事業の意思形成に著しい支障が生ずると認められる。

(6) さらに、本件文書2に記録されている新旧対照表の内容は、実施機関が平成8年度末及び平成9年度公立学校職員人事異動実施方策を決定するに当たり、改正箇所を検討した内部資料であって、委員の意見を聴くためのものであり、未成熟な情報である。したがって、このような未成熟な情報を公開すると、学校現場において無用の混乱を招き、当該事務事業の意思形成に著しい支障が生ずると認められる。

(7) したがって、(4)ないし(6)により、本件文書1に記録されている委員の職・氏名、本件文書2に記録されている委員の職・氏名、協議会において出された意見及び新旧対照表の内容は、本号後段に規定する情報にも該当することが認められる。

3 旧条例第11条第8号該当性について

(1) 本件文書1に記録されている委員の職・氏名、本件文書2に記録されている委員の職・氏名、協議会において出された意見及び新旧対照表の内容は、人事という内部管理に関する事務事業に係る情報の一部であるから、本号前段に規定する事務事業に関する情報に該当するものと認められる。

(2) 本件文書1及び本件文書2に記録されている委員の職・氏名を人事異動が終了する以前に公開すれば、委員に対して、異動や実施方策等に関し特定の意見を発言するよう強要したり、関与の在り方に一方的な立場を求めるなどの圧力がかかるおそれがあることから、自由な意見交換が妨げられる。委員の自由な意見交換が妨げられた場合、当該事務事業の公正な執行に著しい支障が生ずることが十分に考えられる。

(3) また、平成8年度協議会委員の任期は、平成9年3月31日までであり、公文書公開請求を受けた時点は委員の任期の途中である。当該年度末の定期人事異動が終了する以前に委員の職・氏名が公開され、委員に対して前記のような圧力等がかかることになれば、実施機関と委員との継続的な協力関係の維持が困難なこととなって、当該事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障の生ずるおそれがある。

(4) したがって、本件文書1及び本件文書2に記録されている委員の職・氏名は、本号

後段に規定する情報にも該当すると認められる。

第4 審査会の判断

1 本件文書について

本件文書に記録されている主な情報は次のとおりである。

(1) 本件文書1

委員に対する協議会への出席を求める文面、協議会の行われる「日時」、「会場」、「議題」及び「平成8年度人事異動対策協議会委員名簿(委員の職・氏名)」

(2) 本件文書2

ア 協議会の行われた「日時」、「会場」、「出席者(実施機関の職員の職・氏名、協議会委員の職・氏名)」、「日程」、「協議会において出された意見」

イ 「平成8年度末及び平成9年度公立学校職員人事異動方針案」

ウ 「新旧対照表の内容」(平成7年度末及び平成8年度公立学校職員人事異動実施方策並びに平成8年度末及び平成9年度公立学校職員人事異動実施方策案)

2 実施機関は、本件文書1及び本件文書2に記録されている委員の職・氏名を旧条例第11条第7号及び第8号に該当する情報として、また本件文書2に記録されている協議会において出された意見及び新旧対照表の内容を旧条例第11条第7号に該当する情報として、それぞれ非公開とし、その余の部分を公開したものである。

3 実施機関が非公開とした情報の旧条例第11条第7号該当性についての検討

(1) 旧条例第11条第7号前段該当性について

本件文書1及び本件文書2に記録されている情報は、前記1(1)及び(2)に掲示したとおり、実施機関が所掌する協議会の開催に係る事務の情報であるので、実施機関が非公開とした部分を含め、本号前段に該当する。

(2) 旧条例第11条第7号後段該当性について

実施機関が非公開とした部分の本号後段該当性について、以下検討する。

ア 委員の職・氏名について

実施機関は、実施機関の説明要旨2(4)のとおり主張する。

確かに、委員が判明すれば、人事異動に関心を持ち又は具体的な要望を持つものから、個々の委員に対して何がしかの直接的な働きかけがなされることがある可能性は否定できないところである。

しかし、仮にそのような働きかけがなされたとしても、各委員においては、協議会の委員という立場において自らの職務に関連を有する要望等に直接接することにはかならないものであり、さらに、協議会の設置目的などに照らせば、以後の参考となる要望等もあると考えるのが一般である。

そうすると、個々の委員が判明することによって、個々の委員に圧力がかけられたり、自由な発言が妨げられるなどの実施機関の予想するおそれのみをもって、ただちに協議会の事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるものとは認められない。

イ 協議会において出された意見について

実施機関は、実施機関の説明要旨 2 (5) のとおり主張する。

協議会において出された意見は新旧対照表の内容に関連して出されたものであり、人事異動実施方策案の改正を予定している一部分が類推されることとなるが、あくまで一部分に過ぎないことから、公開しても県民に誤解や混乱を与えるとは認められない。また、自由な意見交換が妨げられるとのおそれは、前記アのとおり協議会の事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるものとは認められない。

ウ 新旧対照表の内容について

実施機関は、実施機関の説明要旨 2 (6) のとおり主張する。

新旧対照表の内容は人事異動方針案を受けた具体的な人事異動実施方策案であり、委員の意見を聴くために作成した資料である。

協議会は人事異動実施方策案を協議する場であって、結論や方針を出す場ではなく、また、協議会の協議を踏まえて最終的に人事異動方針を決定するのは実施機関である。

人事異動実施方針が人事事務における具体的な指針であることから、最終決定前の人事異動実施方策案を公開すると、決定の前後で齟齬があった場合に、学校現場に無用の混乱を招くことは十分考えられることであり、協議会の事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる。

したがって、委員の職・氏名及び協議会において出された意見については、本号後段に該当せず公開すべきであるが、新旧対照表の内容については、本号後段に該当すると判断する。

4 実施機関が非公開とした情報の旧条例第11条第8号該当性についての検討

(1) 旧条例第11条第8号前段該当性について

本号前段に列挙されている事務事業は、代表的なものを例示したものに過ぎず、「事務事業」とは、実施機関が行うすべての事務事業をいい、組織、人事、財産管理等のいわゆる内部管理に係る事務事業を含むものである。

したがって、本件文書1及び本件文書2に記録されている情報は、前記1(1)及び(2)に掲示したとおり、実施機関が所掌する協議会の開催に係る事務の情報であるので、実施機関が非公開とした協議会委員の職・氏名の部分を含め、本号前段に該当する。

(2) 旧条例第11条第8号後段該当性について

実施機関は、実施機関の説明要旨3(2)のとおり主張する。

しかし、前記3(2)アで検討したとおり、個々の委員が判明することにより、当該事務事業の公正な執行に著しい支障が生ずると認められるものとまでは認められない。

また、実施機関は、実施機関の説明要旨3(3)のとおり主張するが、本号の信頼関係が損なわれるとは、公にしないことを条件に任意に第三者から提供された情報などのように、公開することにより、第三者との間における信頼関係が損なわれ、信義則に反する場合をいうものであり、当該情報はこのような場合に当たるとまでは認められない。

したがって、委員の職・氏名は本号後段には、該当しないと判断する。

5 結論

以上のとおり、本件文書で実施機関が非公開とした部分のうち、委員の職・氏名については旧条例第11条第7号及び第8号に、また、協議会において出された意見は同条第7号に、それぞれ該当しないので公開すべきであるが、新旧対照表の内容については同条第7号に該当し公開しないことができるものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
9. 2. 20	諮問書の受理
10. 2. 25	実施機関の理由説明書の受理
13. 4. 25	審議（第122回審査会）
13. 5. 23	審議（第123回審査会）

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 清	千葉日報社取締役名誉相談役	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成13年5月23日現在)